

# 県地域防災計画（原子力災害対策編）の追加・修正事項

## 1 原子力災害対策編

### 第1篇「総論」

- ・「計画の目的」の中で、原子力災害と自然災害等との複数の事象に対応する必要がある場合における複合災害対策について規定

原子力防災訓練の実施を踏まえ、原子力災害と自然災害等との複数の事象に対応する必要がある場合における原子力災害対応の方針や留意事項について明記。

- ・「計画の性格」の中で、原子力災害対策編の位置づけを明記

原子力災害対策の計画上の位置づけについて、風水害対策編、震災対策編との関係及び「国民保護計画」との関係性を明記。

- ・「陸上自衛隊」の空中輸送支援等に係る規定を追加

原子力防災訓練の実施を踏まえ、空中輸送支援、空中モニタリング支援について明記。

- ・「社団法人 愛媛県バス協会」を関係機関に追加

原子力防災訓練の実施を踏まえ、愛媛県バス協会について、関係機関に明記。

### 第2編「災害予防対策」

- ・原子力事業者における「自衛消防体制」の整備について明記

原子力事業者における平常時からの火災等への対処のため、「自衛消防体制」の整備について防災基本計画に定められたことに伴い、明記。

- ・「通信連絡設備」の耐震化、多重化について規定

地震災害等による影響を受けても、関係機関との通信連絡が確実に行えるよう、耐震化、多重化について規定。

- ・防災行政無線の更新整備に伴う修正

地上系・衛星系の2系統で運用している防災行政無線のうち、地上系について、平成19年度に、県と市町等を結ぶ端末部分や情報スーパーハイウェイ部分をブロードバンドのIP通信へ切り替えるとともに、全県移動局を各市町等に配備し「地上系防災通信システム」として更新整備したことに伴う内容の修正を行った。

- ・「緊急被ばく医療体制」について、初期、二次、三次被ばく医療機関の役割の見直しに伴う修正

平成20年10月に「緊急被ばく医療のあり方について」が改正されたことに伴い、初期、二次、三次被ばく医療機関の役割を見直し、具体化したことに伴う修正。

- ・**「災害弱者」「災害時要援護者」へ用語及び定義の見直しに伴う修正**  
 防災基本計画との整合をはかるため、「災害弱者」を「災害時要援護者」へ用語を修正するほか、定義を見直したことにともなう修正。
- ・**「災害時要援護者」及び「一時滞在者」の取扱いの見直しに伴う修正**  
 「一時滞在者」は住民とは異なり、把握が困難であるため、それぞれ別に規定したことに伴う修正。
- ・**県の備蓄方法を「流通備蓄」へ移行したことに伴う修正**  
 食料や毛布、日用品セットなど一定数量の備蓄方法について、流通備蓄へ切り替えたことに伴う修正。
- ・**「複合災害」の定義及び「複合災害」時の体制整備を規定（新設）**  
 原子力防災訓練の実施を踏まえ、原子力災害と自然災害等との「複合災害」対応について、原子力災害対応を実施していく上での対処方針や留意事項について明記。

### 第3編「災害応急対策」

- ・**原子力災害と自然災害等複数の事象に対応する必要がある場合の応急対策について規定（新設）**  
 原子力防災訓練の実施を踏まえ、複合災害時における、具体的な応急対策に係る対応方針を規定。
- ・**県の組織改正及び災害対策本部体制の見直しに伴う非常時体制の強化**  
 災害対策本部体制の見直しに伴い、異常事象が発生した場合（Aレベル）これまで事故対策本部の準備段階であった体制を強化して、新たに設ける「災害警戒本部」体制とし、原災法第10条事象発生段階（特定事象発生段階：Bレベル）で事故対策本部又は災害対策本部の選択的設置であったものを、原子力防災訓練の実施を踏まえ、「災害対策本部」体制とすることにし、非常時体制の強化を図るほか、地方局3局体制移行に伴い、南予地方局本局と八幡浜支局の協力体制を見直した。
- ・**原子力災害時における指示や広報に係る「一時滞在者」への配慮を規定**  
 一時滞在者への広報等の対応について明記。
- ・**流通備蓄への切り替えに伴う協定締結者からの飲料水の供給を規定**  
 流通備蓄に移行したことに伴い、協定締結業者から供給する旨を規定。
- ・**「緊急被ばく医療体制」について、初期、二次、三次被ばく医療機関の役割の見直しに伴う修正**  
 平成20年10月に「緊急被ばく医療のあり方について」が改正されたことに伴い、初期、二次、三次被ばく医療機関の役割を見直し、具体化したことに伴う修正。
- ・**「消防機関と連携した迅速な消火活動」について規定**  
 防災基本計画との整合をはかるため、原子力事業者の自発的な消火活動のほか、消防機関とも連携し、迅速な消火活動を行う旨を規定。

## 第4編「復興計画」

- ・ 原子力災害が発生した場合の被害状況の調査や資料の整備等について明記  
原子力災害時における制限措置等により物的損害を受けた住民等の損害賠償に資するため、県による関係市町への資料等の整備指示、協力を行う旨を規定。
- ・ 住民に対する不安軽減のための情報提供や、災害時要援護者への配慮について明記  
防護対策を講じた地域の住民等に対し、不安軽減のための適切な情報を提供するほか、災害時要援護者にも十分配慮した相談体制を整備する旨規定